

**「子ども性暴力防止法」が  
2026年12月25日にスタートします。  
～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～**

子ども性暴力防止法の施行により、2026年12月25日より、学校や保育所、学習塾など、子どもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

**【実習生等に関する留意点】**

- ・実習計画において、子どもと一对一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生が子どもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- ・性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人より子ども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- ・性犯罪前科があると確認された者は、子どもと接する実習はできないこととなります。
- ・入学前または実習前に性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められます。
- ・性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより資格の取得ができなくなる可能性があります。
- ・性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより学部のカリキュラムによっては卒業ができなくなる可能性があります。

※なお、実習を行う場合以外においても、インターンシップやボランティア活動等を通じて対象事業者で児童等と接する業務に従事する場合には、当該対象事業者が犯罪事実確認を求める可能性があります。

**【参考】 制度の詳細はこちらをご覧ください。**

- ・子ども家庭庁 HP「子ども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

(本学問い合わせ先)

- ・人文社会科学部・理工学部担当 (088-844-8176)
- ・教育学部担当 (088-844-8653)
- ・医学部担当 (088-880-2262)
- ・農林海洋科学部担当 (088-864-5168)
- ・地域協働学部担当 (088-844-8903)